

り災証明書を必要とする被災者に支援できる制度

危機・防災対策課

り災証明書を取得することにより、被災者の皆様が受けることのできる制度を紹介します。

※ 各制度の詳細については、記載の連絡先へお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

- 1 火災保険・地震保険に加入されている方は、申請手続きに使用できます。
- 2 災害見舞金の申請手続きに使用できます。(企業、共済等でご確認ください。)

3 被災時に発生した家屋等の廃棄物処分手数料の無料化

【環境課ごみ減量推進係：53-1400】

- 地震・風水害及び火災に伴い、り災証明書の交付を受けられた方は、城南衛生管理組合の処分場(可燃・不燃・埋め立ての各施設)で被災ごみの処分をする際の処分手数料が無料(通常は10kgごとに300円)になります。

ただし、無料化には条件がありますので、詳しくはごみ減量推進係までお問い合わせください。

また、無料化されるのは城南衛生管理組合の処分場における処分手数料のみですので、解体に係る費用や城南衛生管理組合の処分場までの収集運搬費用等は対象外となります。

なお、収集運搬について業者を利用する場合は城陽市の一般廃棄物収集運搬業許可を受けている業者しか収集運搬はできません。業者名等は市ホームページ(一般廃棄物処理業の許可について)をご覧ください。城陽商工会議所(Tel 52-6866)又はごみ減量推進係にお問い合わせください。

4 確定申告の税控除の申請手続きに使用できます。 **【宇治税務署：44-4141】**

5 税の減免

- 固定資産税・都市計画税の減免 **【税務課資産税係：56-4022】**

家屋が半壊以上の被害を受けた場合、当該家屋に係る固定資産税・都市計画税の納期未到来分について、申請によりその全部または一部の減免を受けることができます。ただし、既に納められた分は減免できません。

- 市民税・府民税の減免 **【税務課市民税係：56-4021】**
家屋が半壊以上の被害を受けた場合、市民税・府民税の納期未到来分について、申請によりその全部または一部の減免を受けることができます。ただし、既に納められた分や、保険金等で補填された残りの損害が3/10未満の場合は減免できません。

6 納税相談 **【税務課納付係：56-4024】**

- 災害等で一時的に納付が困難となった場合、徴収猶予や分割納付等の納税相談を行っています。

7 弔慰金・見舞金 **【福祉課：56-4030】**

- 城陽市災害見舞金等支給規則に基づいて弔慰金及び見舞金を支給します。
ただし、弔慰金については死亡、見舞金については住居の全焼（全壊）・流出、半焼（半壊）、床上浸水を要件とします。

8 介護保険料の減免 **【高齢介護課：56-4043】**

- 風水害・火災・震災などで、住宅又は家財に2割以上の損害を受けた場合、申請によりその損害の程度に応じて一定期間保険料を免除します。

9 保育所保育料等の減免 **【子育て支援課：56-4035】**

- 災害などにより著しい損害を受け、保育所保育料等を納入することが困難であるときは、減免を受けられる場合があります。

10 児童扶養手当の所得制限の特例措置 **【子育て支援課：56-4036】**

- 児童扶養手当の受給資格のある方で、災害により住宅、家財等の2分の1以上の損害を受けた場合、児童扶養手当の所得制限を一時的に解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。なお、災害を受けた年の所得が所得制限を超える場合（翌年審査）は、手当額の返還が必要です。

11 特別児童扶養手当の所得制限の特例措置 **【障がい支援課：56-4033】**

- 特別児童扶養手当の受給資格のある方で、災害により住宅、家財等の2分の1以上の損害を受けた場合、特別児童扶養手当の所得制限を一時的に解除し、全部支給となる特例措置を受けられる場合があります。なお、災害を受けた年の所得が所得制限を超える場合（翌年審査）は、手当額の返還が必要です。

12 国民健康保険料の減免 **【国保医療課：56-4038】**

- 風水害・火災・震災などで、住宅又は家財に2割以上の損害を受けた場合、申請によりその損害の程度に応じて一定期間、納期未到来の保険料の減免を受けられる場合があります。

13 後期高齢者医療保険料の減免 **【国保医療課：56-4039】**

- 風水害・火災・震災などで、住宅又は家財に2割以上の損害を受けたときなど、その損害の程度と所得の状況に応じて一定期間保険料額を免除します。最終的に後期高齢者医療広域連合が決定しますが、市役所国保医療課で申請書の受付を行います。

14 被災住宅の再建に係る補助制度 **【都市政策課：56-4067】**

- 大規模自然災害により被害（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水）を受けた、現に居住する住宅の再建に係る経費の一部について、補助を受けられる場合があります。

15 水道料金・下水道使用料の減免 **【経営管理課：52-4801】**

- 災害により家屋が半壊又は半焼以上の損害を受けたときは、申請により上下水道料金の減免を受けられる場合があります。